

市報

なめがた

Namegata City Public Relations



臨時特集号

新型コロナウイルス感染症に関する

支援情報

特別定額給付金
の申請は、
お済みですか？
詳細は **1** へ

行方市では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、国や県の施策のほか、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用し、地域実情を踏まえた支援事業を実施しております。

この度、これらの支援事業を含めた8月1日現在の「新型コロナウイルスに関する支援情報」を作成いたしましたので、ご活用ください。

本市では、今後も新型コロナウイルス感染症に係る適正な情報はもとより、「新しい生活様式」を見据えた感染症対策・支援事業などの取り組みを、随時、市報・なめがたエリアテレビ・市ホームページ等で発信してまいります。



マスクの着用



こまめな手洗い・うがい



十分な換気



行方市

目次

1 特別定額給付金事業（国）	1
2 国民健康保険税の減免措置（市）	1
3 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置（市）	2
4 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例 措置（市）	2
5 行方市高校生等就学支援事業（市）	2
6 行方市 地域協働促進事業（市）	3
7 行方市 労働力アシスト機器 購入補助 事業（市）	3
8 行方市大学生等応援事業（市）	4
9 住宅確保給付金（県）	4
10 緊急小口資金の貸付（国）	5
11 総合支援資金の貸付（国）	5
12 行方市 ひとり親世帯等応援事業（市）	5
13 ひとり親世帯臨時特別給付金（国）	5
14 介護保険料の徴収猶予 及び減免措置（市）	6
15 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（県）	6
16 後期高齢者医療保険料 の 減免 措置（市）	7
17 国民年金保険料の 免除又は猶予措置（市）	7
18 傷病手当の支給（市）	7
19 行方市臨時特別出産祝金交付事業（市）	8
20 酸性電解水（次亜塩素酸水）住民配布事業（市）	8
21 妊婦へのマスク配布事業（市）	8
22 農林漁業者への資金繰り支援策（民間）	9
23 事業者向け資金繰り支援策（国）	11
24 持続化給付金（国）	11
25 持続化給付金等申請支援事業（市）	12
26 中小企業事業継続応援貸付金（県・市）	12
27 中小企業等事業継続給付金（市）	13
28 行方市プレミアム付き商品券事業（市）	13
29 小学校休業等対応支援金（国）※委託を受けて個人で仕事をする方	14
30 小学校休業等対応助成金（国）※労働者を雇用する事業主の方	14
31 「学びの継続」のため「学生支援緊急給付金」（国）	15
32 上下水道料金等支払猶予 措置（市）	15
33 水道料金改定の延期（市）	16
34 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」（国）	16
35 「いばらきアマビエちゃん」について（県）	16

1 特別定額給付金事業(国)

問い合わせ 総務課 ☎0299-72-0811

特別定額給付金の申請はお済みですか？

現在、行方市では99%以上の方が給付を受けています。
まだ、給付を受けていない方は、お早めに申請してください。

■支援の目的

国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）の趣旨を踏まえ、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援します。

■支援の内容

給付対象者1人につき、10万円を給付

■対象者

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方
※受給権者は、その方の属する世帯主

■必要書類等

- (1)オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が対象）
振込先口座の確認書類※電子署名により本人確認を行うため、本人確認書類は不要
- (2)郵送申請方式
申請書、本人確認書類、振込先口座確認書類

■申請期限

令和2年8月20日

■申請方法

- (1)オンライン申請方式
国が運営するマイナポータルにおいて、世帯員の情報や振込先口座を入力したうえで、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）するもの
- (2)郵送申請方式
市から受給権者（世帯主の方）宛てに、郵送された申請書に振込先口座等を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに、返信用封筒により市に郵送するもの

2 国民健康保険税の減免措置(市)

問い合わせ 税務課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が減収等をしているとき、申請により要件を満たす場合は減免措置を実施します。

■支援の内容

国民健康保険税の減免（全額免除または一部免除）

■対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
※国保税を全額免除
- (2)新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方
※国保税の一部を減額
※(2)の方の具体的な要件

主たる生計維持者について

- ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

■必要書類等

- (1)申請書 (2)還付先口座振込依頼書
※申請者の収入の種類や状況によって、必要な添付書類が異なります。
- ※納税通知書に同封したリーフレットでご確認をお願いします。
- ※リーフレットをお持ちでない場合は、市ホームページまたは各庁舎窓口に備えてあるリーフレットをご確認ください。

■申請期限

令和3年3月31日

■申請方法

- (1)申請書等は、各庁舎総合窓口課に備え付けてあります。
- (2)必要書類を、税務課へ郵送または持参により提出してください。
※申請後も不足書類の提出をお願いする場合があります。
- ※申請後、基準の計算式による判定で不承認となる場合があります。

3 中小事業者等に対する 固定資産税の軽減措置(市)

問い合わせ 税務課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等の税負担を軽減します。

■支援の内容

(1)「令和3年度」固定資産税の軽減措置

一定の3ヵ月間の事業収入が30%以上減少した中小事業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を減免します。

(2)生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、運用対象に一定の事業用家屋および構築物を加え、適用期限を2年延長します。

※申請方法など詳細が決定次第、改めてお知らせします。

4 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例措置(市)

問い合わせ 収納対策課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の地域社会経済に与える影響が甚大なものであることを鑑み、感染症およびその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者を支援するため、緊急に必要な税制上の措置を実施します。

■支援の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

対象となる市税は令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する個人住民税、法人住民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）になります。

■対象者

以下①②いずれも満たす納税者・特別徴収義務者

①新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

■必要書類等

- (1)徴収猶予申請書（特例）
- (2)収入や現預金の状況が分かる資料

■申請期限

当該市税の納期限日

■申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、収納対策課へ郵送または持参により提出してください。

5 行方市高校生等就学支援事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響を鑑み、高校生等の保護者に対し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、子育て支援及び定住促進を目的として就学支援に関する補助金を交付します。

■支援の内容

高校生等1人につき、2万円を1回交付します。

※高校生等…高等学校(全日制・定時制・通信制※専攻科・別科を除く)、中等教育学校の後期課程(※専攻科・別科を除く)、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校の高等課程、専修学校の一般課程(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設)、各種学校(高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者の養成施設及び告示で指定した外国人学校)に就学している生徒

■対象者

令和2年7月1日現在、高等学校等に就学している高校生等を監護し、行方市に住所を有する保護者（代表者1人）

■必要書類等

- (1)交付申請書 (2)請求書
- (3)高校生等の在学証明書または生徒証明書の写し
- (4)保護者および高校生等が記載された住民票謄本の写し
※発行日から1か月以内のものに限る。ただし、申請書内の個人情報の確認に同意することにより、住民票謄本の写しは、不要となります。
- (5)保護者の身分証明書の写し
- (6)保護者の金融機関通帳等の写し
※振込先が確認できるもの
- (7)その他書類を求める場合があります。

■申請期限

令和3年3月31日

■申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

6 行方市地域協働促進事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

喫緊の地域課題の解決に向けた事業を行う団体に対し、その事業を開始するための経費を補助します。

※補助対象事業例：独居高齢者の見守り、移動困難者の支援、買い物またはごみ出し等の生活支援、防災・減災地域体制づくり等

■支援の内容

- (1)事業計画書等を審査し、対象経費を補助します。

※1団体につき、事業区域住民数×2,000円または40万円のどちらか低い額を上限額とします。

上限額算定例：

事業区域住民数 300 人 ×2,000 円 =60 万円
 >40 万円 上限額 40 万円

事業区域住民数 50 人 ×2,000 円 =10 万円
 <40 万円 上限額 10 万円

※予算の範囲内(200万円以内)で、補助金を交付するため、申請団体が多い場合は、補助金を交付できない場合があります。なお、審査結果により補助を受けることができない場合もあります。

■対象者

行政区（複数連携含む）、5人以上のボランティアグループ

■必要書類等

- (1)交付申請書
- (2)事業計画書
- (3)収支予算書
- (4)会員名簿
- (5)その他参考書類(その他請求書類、実績報告書類等)

■申請期限

- (1)第1次 令和2年8月3日～令和2年9月4日
 ※第1次申請者の審査結果による交付決定額によって、追加受付を実施します。

■申請方法

- (1)申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

7 行方市労働力アシスト機器購入補助事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、介護分野や農業分野における重労働作業等の身体的負担を軽減させるため、労働力アシスト機器の購入に要する経費を補助します。

■支援の内容

対象となる労働力アシスト機器の購入額の2分の1、または50,000円のどちらか低い額を補助します。

※1世帯1機、法人の場合は2機を限度とします。

※申請を希望される方は、販売登録事業者一覧、参考価格表およびデモ機を備え付けてありますので、購入前に、企画政策課まで、お問い合わせください。

※交付決定前に購入された労働力アシスト機器の経費は、補助の対象になりません。

■対象者

市内に住所を有する方、または市内に主たる事務所または事業所を有する法人

■必要書類等

- (1)交付申請書
- (2)対象経費の明細を記した見積書の写し
- (3)購入する機械等の性能が分かる資料（カタログ等）
- (4)その他必要と認める書類

■申請期限

第1次 令和2年8月31日 ※申請者多数の場合は、抽選とします。

■申請方法

- (1)申請書は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

8 行方市大学生等応援事業(市)

問い合わせ 企画政策課 ☎0299-72-0811

■支援の目的

大学生等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、帰省等移動の自粛やアルバイト等による生活費の確保が困難となっている場合が多いと思われることから、本市出身で市外在住の学生に対し、地域産品等を活用した応援物資を給付することによって生活を支援します。

■支援の内容

食料および新型コロナウイルス感染症予防のための物品、その他生活支援のための応援物資を給付します。

■対象者

- (1)学生本人が本市出身で、市外に在住し（住民登録は本市のままで可）、かつ保護者等が本市に住民登録している大学生等
- ※大学生等…大学、大学院、短期大学、専門学校および予備校等に在学している学生

■必要書類等

- (1)給付申請書
- (2)給付対象者が、市外において、生活していることを確認できる書類等の写し
- ※アパートや寮の入居契約書、光熱水費等の請求書や領収書・使用明細、公的機関から市外住所地に届いた学生本人宛の通知等
- (3)給付対象者が、学生であることを確認することができる書類等の写し

■申請期限

令和2年9月30日

■申請方法

- (1)申請書は、市ホームページからダウンロードできます。また、企画政策課および各庁舎総合窓口にも備え付けてあります。
- (2)行方市ホームページから「いばらき電子申請・届出サービス」により申請、または必要書類を、企画政策課へ郵送または持参により提出してください。

9 住宅確保給付金(県)

問い合わせ 社会福祉課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至ってはいいないが、こうした状況と同程度の状況に陥り、住居を失う恐れが生じている方々に対しても、一定期間家賃相当額を支給します。

■支援の内容

離職等により経済的に困窮し、住宅を失ったまたは失う恐れのある方に、就職に向けた活動をするなどを条件に、原則3カ月間、家賃相当額（上限あり）を市から住宅の貸主に支給します。

■対象者

離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

■支給要件

- (1)申請月の世帯収入が、一定額以下であること
- (2)預貯金および現金の合計額が、一定額以下であること
- (3)誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

■支給期間

原則3カ月（求職活動等を誠実にを行っている場合は3カ月延長可能（最長9カ月まで））

■申請方法

生活困窮者支援相談窓口（社会福祉課内）に、ご相談ください。

10 緊急小口資金の貸付(国)

問い合わせ 行方市社会福祉協議会 ☎0299-36-2020

■支援の目的

新型コロナウイルスの影響を受け、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用を貸付します。

■支援の内容

- (1)貸付上限 20万円以内
- (2)据置期間 1年以内
- (3)償還期限 2年以内 ※無利子・保証人不要

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯（主に休業された方向け）

■必要書類等

- (1)借入申込書
- (2)借用書
- (3)重要事項説明書
- (4)収入の減少状況に関する申立書
- (5)住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- (6)預金通帳またはキャッシュカードの写し
- (7)本人確認書類の写し

■申請方法

必要書類を、社会福祉協議会へ郵送または持参により提出してください。（原則郵送）

※玉造郵便局、中央労働金庫各支店でも、申し込み可能です。

11 総合支援資金の貸付(国)

問い合わせ 行方市社会福祉協議会 ☎0299-36-2020

■支援の目的

新型コロナウイルスの影響を受けた失業または収入の減少により、日常生活の維持が困難となった場合に、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■支援の内容

- (1)貸付上限
 - ① 2人以上の世帯：月 20 万円以内
 - ② 単身世帯：月 15 万円以内

※貸付期間：原則 3 カ月以内
- (2)据置期間 1 年以内
- (3)償還期限 10 年以内 ※無利子・保証人不要

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

■必要書類等

- (1)借入申込書
- (2)借用書
- (3)重要事項説明書
- (4)収入の減少状況に関する申立書
- (5)住民票謄本（世帯全員が記載されたもの）
- (6)預金通帳またはキャッシュカード（コピー）
- (7)本人確認書類（コピー）

■申請方法

必要書類を、社会福祉協議会へ郵送または持参により提出してください。（原則郵送）

12 行方市ひとり親世帯等 応援事業(市)

問い合わせ こども福祉課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルスによる小中学校の休業や外出自粛により、心理的・経済的な負担を抱えているひとり親の世帯等を応援するため、加工品等を中心とした行方市特産品等の詰め合わせを配付します。

■支援の内容

対象児童 1 人あたり 5,000 円相当分の特産品等を配付します。

■対象者

市内に住民登録のあるひとり親（両親のいない世帯含む）世帯等の児童および要保護・準要保護を受けている児童

- (1)ひとり親世帯等は、児童扶養手当 6 月分を受給している世帯
- (2)平成 14 年 4 月 2 日以降に生まれた子

■必要書類等

申請書

■申請期限

令和 2 年 8 月 17 日

■申請方法

送付された申請書に必要事項を記入し、郵便、持参または FAX により社会福祉協議会へ提出してください。

13 ひとり親世帯臨時特別給付金(国)

問い合わせ こども福祉課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得者のひとり親世帯において子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

■支援の内容

- (1)基本給付 1 世帯 5 万円、第 2 子以降 1 人につき 3 万円加算
- (2)追加給付 1 世帯 5 万円

■対象者

(1)基本給付

18歳到達後最初の3月31日が令和3年3月31日以降である児童、または申請時点特別児童扶養手当を受給し、一定の障害の状態にある20歳未満の者を監護しており、以下の①～③のいずれかに該当する方（児童扶養手当法に定める支給要件に該当する方および養育者の方も対象となります。）

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金給付等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方

※1 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

※2 児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

(2)追加給付

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

■必要書類等

(1)基本給付

ア 基本給付①に該当する方
申請不要

イ 基本給付②に該当する方
【基本給付】申請書（公的年金等受給者用）
収入額申立書（公的年金等）申請者本人用
収入額申立書（公的年金等）扶養義務者用
所得額申立書（公的年金等）

ウ 基本給付③に該当する方
【基本給付】申請書（家計急変者用）
収入見込額申立書（家計急変）申請者本人用
収入見込額申立書（家計急変）扶養義務者用
所得見込額申立書（家計急変）

(2)追加給付

基本給付①または②に該当する方 【追加給付】申請書

(3)基本給付の受給を拒否される方 給付金受給拒否の届出書

※その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

■申請期限

令和2年8月3日～令和3年1月31日

■申請方法

申請書に必要事項を記入し、こども福祉課、または各庁舎総合窓口へ提出してください。

14 介護保険料の徴収猶予および減免措置(市)

問い合わせ 介護福祉課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等により、介護保険料の納付が困難となった方を支援するため、徴収の猶予および減免します。

■支援の内容

介護保険料の徴収猶予および減免措置を実施します。

■対象者

(1)65歳以上の第1号被保険者の方

①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、下記（ア・イ）の要件いずれも該当する方

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下である方

■必要書類等

(1)介護保険料減免・徴収猶予申請書
(2)介護保険料減免・徴収猶予理由書
(3)同意書 (4)その他

対象者①に該当する方

診断書等の写し

対象者②に該当する方

主たる生計維持者の事業収入等が減少したことが分かる書類売上帳、給料明細書等の写し

■申請期限

令和3年3月31日

■申請方法

必要書類を、介護福祉課にへ郵送または持参により提出してください。

15 新型コロナウイルス感染症緊急 包括支援事業(県)

問い合わせ 介護福祉課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

介護サービス事業所・施設等に勤務する職員が、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに鑑み、慰労金を給付します。

■支援の内容および対象者

利用者に新型コロナウイルス感染症が発生または濃厚接触者である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員(訪問系サービス)、実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者にサービスを1度でも提供した職員に1人20万円を給付する。

その他の介護事業所・施設において、実際に新型コロナウイルス感染症患者または濃厚接触者が発生した日以降に当該事業所・施設で勤務した職員に1人20万円を給付する。

それ以外の職員に1人5万円を給付し、上記以外の介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員に1人5万円を給付する。

■必要書類等

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を茨城県ホームページで、確認願います。

■申請期限

慰労金に関し、支援対象者については、令和3年3月31日までの申請が可能

■申請方法

- (1)現に介護サービス事業所・施設等に從事している方(派遣職員や業務委託による者も含む。)は、勤務先の介護サービス事業所・施設等に代理受領を依頼してください。(代理受領委任状を提出)。
- (2)委任を受けた介護サービス事業所・施設等は、代理受領の委任を行った介護従事者等の慰労金受給職員表を取りまとめ、一括して茨城県に提出してください。

16 後期高齢者医療保険料の 減免措置(市)

問い合わせ 国保年金課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を罹患もしくは収入の減少が見込まれる方を支援するため、後期高齢者医療保険料を減免します。

■支援の内容

令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限がある後期高齢者医療保険料の全部または一部を減免します。

■対象者

後期高齢者医療被保険者

■必要書類等

- (1)申請書
- (2)死亡または罹患等の事実を証する書類(死亡または重篤な傷病をり患した場合)
- (3)令和元年中の収入がわかる資料および令和2年中の収入が減少することがわかる資料(収入の減少が見込まれる場合)

■申請期限

令和3年3月31日

■申請方法

必要書類を、国保年金課へ郵送または持参により提出してください。

17 国民年金保険料の免除または 猶予措置(国)

問い合わせ 国保年金課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少等が生じ、国民年金保険料の納付が困難となった方を支援するため、保険料納付を免除または猶予します。

■支援の内容

国民年金保険料納付の免除または猶予します。

■対象者

- 国民年金第1号被保険者の方で、以下の2点いずれにも該当する方
- (1)令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方

(2)令和2年2月以降の所得等の状況からみて、
当年中の所得の見込額が国民年金保険料の
免除基準相当になることが見込まれる方

■必要書類等

- (1)国民年金保険料免除、納付猶予申請書
- (2)所得の申立書
 - ※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます。
 - ※学生の場合は、学生証等が必要となります。

■対象期間

令和元年度分

令和2年2月分から令和2年6月分まで

令和2年度分

令和2年7月分から令和3年6月分まで

■申請方法

必要書類を、国保年金課または最寄りの年金事務所へ郵送または持参により提出してください。

18 傷病手当の支給(市)

問い合わせ 国保年金課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

国民健康保険および後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合も含む）に、会社等を休み、事業主から十分な給与等が受けられなかった期間について、一定の要件を満たした場合に傷病手当金を支給します。

■支援の内容

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間について、直近の継続し3カ月間の給与収入の合計金額 ÷ 就労日数 × (3分の2) × (支給対象となる日数) について支給します。

■対象者 以下の要件をすべて満たす方

- (1)国民健康保険および後期高齢者医療に加入されている方で、被用者である方
- (2)新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状により感染の疑いがあり、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方
- (3)労務に服することができなかった期間について、給与等の全額または一部が支払われていない方

■必要書類等

- (1)申請書
- (2)事業主の証明
- (3)医師の意見書（医療機関を受診した場合）
- (4)請求書
- (5)印鑑
- (6)保険証
- (7)振込口座のわかるもの
- (8)身分証明書等

※(1)~(4)の書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、国保年金課にも備え付けてあります。

■申請期限

労務不能であった日ごとにその翌日から2年

■申請方法

必要書類を、国保年金課へ郵送または持参により、提出してください。

19 行方市臨時特別出産祝金交付事業(市)

問い合わせ 健康増進課 ☎0291-34-6200

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症が市民生活に影響を及ぼすことが長期化することを踏まえ、国の特別定額給付金事業の基準日（令和2年4月27日）以降に出生された子どもを対象に祝金を交付します。

■支援の内容

対象者1名につき10万円を1回交付します。

■対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生し、市の住民基本台帳に記録され、かつ、母親が令和2年4月27日時点で市の住民基本台帳に記録されており、申請日まで引き続き市の住民基本台帳に記録されている方

■必要書類等

交付申請書兼請求書（対象者に郵送します。）

■申請期限

令和3年4月末日（予定）

■申請方法

必要書類を、健康増進課へ郵送または持参により提出してください。

20 酸性電解水（次亜塩素酸水） 住民配布事業（市）

問い合わせ 健康増進課 ☎0291-34-6200

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、市民の方に酸性電解水（次亜塩素酸水）を配布します。

■支援の内容

酸性電解水（次亜塩素酸水）を1世帯当たり、1回につき1リットルを配布します。

■対象者

希望する市民の方

■用意していただくもの

空きペットボトルなどの容器

■配布日時

当面の間、土日祝祭日を除く午前9時から午後4時

■配布場所

行方市保健センター（旧北浦保健センター）において配布しますので、ご希望の方は直接おいでください。

21 妊婦へのマスク配布事業（市）

問い合わせ 健康増進課 ☎0291-34-6200

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、妊婦の方にマスクを配布します。

■支援の内容

妊婦の方1名につき、毎月50枚配布します。

※厚生労働省の「妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策における妊婦へのマスクの配布事業」とは別に、市独自事業として実施しています。

■対象者

本市で母子健康手帳の交付を受けた方および本市に里帰りのため居住し、マスクの配布を希望する妊婦の方

■必要書類等

本市で母子健康手帳の交付を受けた方については、申請不要です。

本市に里帰りのため居住し、マスクの配布を希望する妊婦の方は書面によりご申請ください。

■申請期限

随時

■申請方法

本市で、母子健康手帳の交付を受けた方には、当該手帳を交付の際にマスクをお渡しします。

本市に、里帰りのため居住しマスクの配布を希望する妊婦の方は、行方市保健センター（旧北浦保健センター）にて、申請してください。

22 農林漁業者への資金繰り 支援策（民間）

問い合わせ 日本政策金融公庫 水戸支店 ☎029-232-3623
本店フリーコール ☎0120-926-478
JAなめがたしおさい農業協同組合 ☎0299-93-5510

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による減収等で当面の資金繰りにお困りの農林漁業者を支援します。

■支援の内容

農林漁業セーフティネット資金や農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）等の経営維持・再建に必要な資金の実質無利子化・無担保化等の措置を実施します。

■対象者

認定農業者等

■農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

(1) 農業経営基盤強化資金とは

農業経営の改善のために必要な長期資金です。

(2) 借入対象者

認定農業者であること

(3) 資金使途

農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金（負債整理含む）等

(4) 借入限度額

個人は3億円（複数部門経営等は6億円）以内、法人は10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）以内

(5) 金利

当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。

(6) 融資期間

25年以内（うち据置期間10年以内）

(7) 担保

実質無担保

(8) 取扱融資機関

日本政策金融公庫

■農林漁業セーフティネット資金

- (1)農林漁業セーフティネット資金とは
一時的な影響に対し、経営の維持安定に必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等
- (3)資金使途
長期運転資金
- (4)借入限度額
1年間の経営費または粗収益に相当する額（いずれか低い方）、簿記記帳を行っていない方は1,200万円以内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
10年以内（うち据置期間3年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

■経営体育成強化資金＜前向き投資資金＞

- (1)経営体育成強化資金＜前向き投資資金＞とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等
- (3)資金使途
農機具、農舎などの施設資金、長期運転資金（長期運転資金は集落営農組織などに限る）
- (4)借入限度額
貸付けを受ける者が負担する額の80% ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して、個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3～10年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

■経営体育成強化資金

＜償還負担軽減資金（①再建整備資金）＞

- (1)経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（①再建整備資金）＞とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者等
- (3)資金使途
制度資金以外の負債整理資金
- (4)借入限度額
個人は1,000万円～2,500万円以内、法人は4,000万円以内。ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

■経営体育成強化資金

＜償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）＞

- (1)経営体育成強化資金＜償還負担軽減資金（②償還円滑化資金）＞とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
主業農業者、認定新規就農者等
- (3)資金使途
制度資金以外の負債整理資金
- (4)借入限度額
経営改善計画期間中（個人：5年間、法人：10年間）に支払われる既往借入金等負債の各年の支払金の合計額。ただし、前向き投資資金と償還負担軽減資金を合計して個人1.5億円、法人5億円の範囲内
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
25年以内（うち据置期間3年以内）
- (7)担保
実質無担保
- (8)取扱融資機関
日本政策金融公庫

■農林漁業施設資金

- (1)農林漁業施設資金とは
施設の整備等のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
 - ①農業を営む者
 - ②農業協同組合、農業協同組合連合会等
- (3)資金使途
農機具、共同利用施設などの施設資金
- (4)借入限度額
 - ①は原則、貸付けを受ける者が負担する額の80%（但し、資金使途によっては上限額あり）
 - ②は負担額の80%
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
 - ①は原則 15 年（うち据置期間3年）以内、②は原則 20 年（うち据置期間3年）以内
- (7)取扱融資機関
日本政策金融公庫

■農業近代化資金

- (1)農業近代化資金とは
農業経営の改善のために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
認定農業者、主業農業者、認定新規就農者および集落営農組織等
- (3)資金使途
農機具、農舎等の施設資金および長期運転資金
- (4)借入限度額
個人は 1,800 万円以内、法人・団体は 2 億円まで（農業参入法人は 1 億 5 千万円まで）
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
資金使途に応じて、7～20 年以内（うち据置期間は2～7年以内）
- (7)保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。
- (8)取扱融資機関※
農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合
※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

■農業経営負担軽減支援資金

- (1)農業経営負担軽減支援資金とは
償還負担の軽減を図るために必要な長期資金です。
- (2)借入対象者
負債の償還が困難となっている農業者
- (3)資金使途
負債整理資金
- (4)借入限度額
営農負債の残高
- (5)金利
当初5年間は、実質無利子 ※6年目以降の金利については所定の金利となります。
- (6)融資期間
10 年以内（うち据置期間3年以内）※ただし、年間償還額からみて、特に必要があると認められる場合は、15 年以内
- (7)保証
農業信用基金協会の保証を利用される場合、実質無担保で当初5年間は保証料免除
※6年目以降の保証料については所定の保証料となります。
- (8)取扱融資機関※
農協、信連、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用組合
※都道府県と利子補給契約を結んでいる融資機関

23 事業者向け資金繰り支援策(国)

問い合わせ 問い合わせ 取引のある金融機関
最寄りの信用保証協会
商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、経営の安定に支障が生じている中小企業者や小規模事業者の資金繰りを支援します。

■支援の内容

- (1)セーフティネット保証4号
幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円）で借入債務の 100%を保証。※売上高が前年同月比▲20% 以上減少している場合
- (2)セーフティネット保証5号
特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大 2.8 億円、4号と同枠）で借入債務の 80%を保証。※売上高が前年同月比▲5%以上減少している場合

(3)危機関連保証

全国の中小企業・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、一般枠・セーフティネット保証枠とは別枠（2.8 億円）で借入債務の 100% を保証。※売上が前年同月比▲15% 以上減少している場合

■対象者

中小企業または小規模事業者 ※市内に、本店または主たる事業所を有していること。

■申請期限

- (1)セーフティネット保証 4 号 令和 2 年 9 月 1 日
- (2)セーフティネット保証 5 号 令和 3 年 1 月 31 日
- (3)危機関連保証 令和 3 年 1 月 31 日

■申請方法

- (1)取引のある金融機関または最寄りの信用保証協会にご相談ください。
- (2)対象となる中小企業者や小規模事業者は商工観光課から認定申請書を取得し、保証付き融資の申し込みをしてください。

24 持続化給付金(国)

問い合わせ

持続化給付金コールセンター(経済産業省) ☎0120-115-570
商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■支援の内容

中小企業等：200 万円

個人事業者：100 万円

※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分を上限とする。

■対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、1 か月の売上が前年同月比で 50% 以上減少している事業者
- (2)令和元年以前から事業により収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
- (3)法人の場合
 - ①資本金の額または出資の総額が、10 億円未満の法人

- ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の法人

■申請期限

令和 3 年 1 月 15 日

■必要書類等

- (1)令和元年分の確定申告書類 ※収受日付印が押されていること（e-Tax の場合は受信通知）
- (2)売上台帳や帳簿等、対象月の月別事業収入が分かるもの（〇年〇月と明確な記載があるもの）
- (3)申請者本人名義の口座通帳の写し（法人の場合は法人名義または代理者名義も可）
- (4)本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）例：運転免許証

■申請方法

電子申請（持続化給付金の申請用ホームページから申請してください。）

■特記事項

「25.持続化給付金等申請支援事業(市)」をご参照ください。」

25 持続化給付金等申請支援事業(市)

問い合わせ 商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

持続化給付金については、電子申請を原則としていますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、行方市申請支援会場を開設しています。

※雇用調整助成金相談対応日も開設予定

■支援の内容

- (1)開催場所 行方市北浦公民館 1 階 講義室
- (2)開催期間 令和 2 年 7 月 15 日～12 月 23 日(毎週水曜日) 午後 1 時～午後 5 時
 - ※8 月 12 日（水）は除きます。
 - ※会場は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、完全予約制とします。
 - ※予約が無くご来場された方は、支援が受けられませんのでご注意ください。

■対象者

持続化給付金等の電子申請が困難な方

■必要書類等

- (1)令和元年分確定申告書類 ※収受日付印が押されていること。（e-Tax の場合は受信通知）

- (2)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇年〇月と明確な記載があるもの）
- (3)申請者本人名義の口座通帳の写し（法人の場合は法人名義または代理者名義も可）
- (4)本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）例：運転免許証

■申請方法

事前予約は商工観光課までご連絡ください。

26 中小企業事業継続応援貸付金（県・市）

問い合わせ 商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

売上が急減した中小企業または個人事業主に対し、県と市が協調して、事業継続のための貸付を行います。

■支援の内容

貸付額

上限：200万円

■対象者

- (1)県内に事業所を有し、事業を営んでいる中小企業・個人事業主で次のいずれにも該当する方

- ①令和元年12月末までに事業を開始しており、今後も継続する予定であること
 - ②令和2年1月から12月のうち、令和元年同月比で1か月の売上が50%以上減少している月があること。（昨年中に創業した場合は、月平均で50%以上減少していること。）
 - ③金融機関（a日本政策金融公庫または商工中金およびb民間金融機関）による融資を受けられなかったこと。（令和2年3月以降にaおよびbの両金融機関に融資申込を行い、新規融資を断られたこと。）
 - ④県税・市町村税について、原則として未納がないこと
 - ⑤暴力団等反社会的勢力ではないこと等
- ※審査の結果、貸付が実行できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■必要書類等

- (1)貸付申請書（様式1）
- (2)印鑑証明書
- (3)本人確認書類（写真付）
- (4)商業登記簿謄本
- (5)営業年数が1年未満の個人の場合、事業に着手したことが分かる書類（開業届、許認可証）

- (6)県税納税証明書
- (7)市町村税の完納証明書
- (8)許認可証の写し
- (9)決算書・申告書の写し
- (10)減収月の事業収入額を示した書類

■申請期限

令和3年2月26日

■申請方法

行方市商工会までご連絡ください。

27 中小企業等事業継続給付金（市）

問い合わせ 商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受けている市内の中小企業者および小規模商工事業者に対し、事業の継続を支える資金として、給付金を支給します。

■支援の内容

給付額：1業者当たり20万円（定額）

■対象者

- (1)新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、令和元年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月があること。
※平成31年1月降に創業した方や天災等の影響により、平成31年1月1日から令和元年12月31日の間における売上が減少した方などには特例があります。
- (2)国の実施する持続化給付金を受けていないこと、または今後受ける予定のないこと。
- (3)交付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (4)交付申請の時点において、本市の市税に未納がないこと。
- (5)行方市暴力団排除条例（平成23年行方市条例第21号）に規定する暴力団関係者でないこと。

■必要書類等

- (1)申請書兼請求書 ※市ホームページからダウンロード、または商工観光課に備え付けてあります。
- (2)令和元年分確定申告書類 ※収受日付印が押されていること
- (3)売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの（〇年〇月と明確な記載があるもの）

- (4)申請者本人名義の口座通帳の写し
(5)本人確認書類（住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書）例：運転免許証

■申請期限

令和3年1月15日（事前予約制）

■申請方法

事前予約は、商工観光課までご連絡ください。

28 行方市プレミアム付き商品券事業(市)

問い合わせ先 商工観光課 ☎0291-35-2111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として、プレミアム付き商品券を発行し、市民生活を支援するとともに、消費の拡大を図ります。

■支援の内容

商品券15,000円分(1セット)を10,000円で販売します。
1世帯1セットに限り購入可能

■対象者

行方市内の全世帯

■販売期間

令和2年10月1日～令和2年11月13日

■購入方法

購入方法や使用できる店舗等については、詳細が決定次第市報および市ホームページ等でお知らせします。

29 小学校休業等対応支援金(国)

※委託を受けて個人で仕事をする方

問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

■支援金額

就業できなかった日について、1日当たり4,100円（定額）

（4月1日以降の就業できなかった日について支給額を1日当たり7,500円に引上げ予定）

■対象者

- (1)①または②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす方

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等した小学校等に通う子ども

※小学校等:小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園または小学校の過程に類する課程を置くものに限る)、特別支援学校(全ての部)、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある子ども

- (2)一定要件

①個人で就業する予定であった場合

②業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から業務内容、業務を行う場所・日時などについて一定の指定を受けているなどの場合

■適用日

令和2年2月27日～9月30日までの間に取得した有給休暇

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■申請期限

令和2年12月28日

30 小学校休業等対応助成金(国)

※労働者を雇用する事業主の方

問い合わせ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、小学校等が臨時休業等した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、有給の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を取得させた企業を助成します。

■支援の内容

（有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10）÷10

■対象者

- (1)小学校等が臨時休業等したことに伴い労働者に休暇を取得させた事業主

■適用日

令和2年2月27日から9月30日の間に取得した有給の休暇

※春休み等、学校が開校する予定のなかった日等は除きます。

■申請期限

令和2年12月28日

31 「学びの継続」のため「学生支援緊急給付金」(国)

問い合わせ 各大学等

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた中で、さらなる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等を中退せざるを得ないような事態も想定されることから、給付金により支援します。

■支援の内容

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているものに給付金を給付します。

給付額 住民税非課税世帯の学生：20万円
上記以外の学生：10万円

■対象者

国立私立大学（大学院含む）・短大・高専・専門学校（※留学生を含む）の学生で、次の①～④の要件を満たし、大学側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断したもの。

(1)家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること

- ①家庭から多額の仕送りを受けていない
- ②原則して自宅外で生活をしている（自宅生も可）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭の収入減少等により、家庭から追加的給付が期待できない

(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること
アルバイト収入が大幅に減少していること（▲50%以上）

(3)既存の支援制度と連携を図り、長期的な視点からも「学びの継続」の確保を図っていること
原則として既存制度について以下のいずれかの条件を満たすこと

- ①修学支援新制度の区分Ⅰ（住民税非課税世帯）の受給者（今後申請予定の者を含む。以下同じ）
- ②修学支援新制度の区分Ⅱ・Ⅲ（住民税非課税世帯に準ずる世帯）の受給者であって、無利子奨学金を限度額（月額5～6月）まで利用している者（今後利用予定の者を含む。以下同じ）
- ③世帯所得が新制度の対象外であって、無利子奨学金を限度額まで利用している者
- ④要件を満たさないため新制度または無利子奨学金を利用できないが、民間等を含め申請可能な支援制度を利用している者

■申請方法等

在学している各大学等に申請してください。

32 上下水道料金等支払猶予措置(市)

問い合わせ 水道課(泉配水場) ☎0299-55-1108
下水道課 ☎0299-55-0111

■支援の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、収入が減少しているなど、生活に困窮し、一時的に上下水道料金等の支払が困難になった方（個人および法人）に対し、支払いを猶予します。

■支援の内容

令和2年2月使用分（3月請求分）から納付期限を令和3年3月末（最大）まで延長します。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している場合など、一時的に上下水道料金等の支払が困難となった方（個人および法人）

■必要書類等

支払猶予申請書 ※市ホームページからダウンロード、または水道課(泉配水場)および下水道課に備え付けてあります。

■申請期限

令和3年2月28日

■申請方法

支払猶予申請書を、水道課（泉配水場）または下水道課へ持参により提出してください。

33 水道料金改定の延期(市)

問い合わせ 水道課(泉配水場) ☎0299-55-1108

■支援の目的・内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済的影響が広範囲に及ぶことから、市民及び市内企業等の負担軽減を図るための生活支援策として、令和2年6月使用分から改定(値上げ)する予定であった水道料金を、令和3年2月使用分まで現行料金のまま据え置きます。

■改定時期

水道料金等(給水料金および加入金)

改定の実施時期の延期

延期前 令和2年6月使用分(7月請求分)から



9カ月の延期



延期後 令和3年3月使用分(4月請求分)から

34 新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(国)

問い合わせ 新型コロナウイルス感染症対策推進室 ☎03-5253-2111

■支援の内容

接触アプリは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリです。

利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

■利用方法

接触アプリ、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能(Bluetooth, ブルートゥース)を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。

■メリット

利用者は陽性者と接触した可能性がわかることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

●iPhoneの方はこちら



●Androidの方はこちら



●詳しくはこちら

ひと、暮らし、みらいのために



35 「いばらきアマビエちゃん」について(県)

問い合わせ 茨城県中小企業課 ☎029-301-5472

■支援の目的・内容

「いばらきアマビエちゃん」は、茨城県等のガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合に、その感染者と接触した可能性がある方に対して、注意喚起の連絡をすることで感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムです。

■メリット

(1)事業者の方

店舗やイベント等の感染防止対策を分かりやすく掲示でき、茨城県等のガイドラインを遵守していることをPRできます。システムを導入していることで、お客様が安心してお店を利用することができます。

(2)市民の方

新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したとき、感染者と同じ日に同じ施設を利用した方は、メールでお知らせを受け取ることができます。

■利用方法

(1)茨城県ホームページ「いばらきアマビエちゃん」から「ご利用方法」をご覧ください。

(2)事業者の方は、こちらの

QRコードからも登録できます。



今回の新型コロナウイルス感染症に関する支援情報は、多くの支援策の中から市民の皆さまの生活に関係が深いと思われる情報を抜粋させていただきました。

行方市では、今後も新たな支援策を独自に実施していく予定です。支援情報の更新や感染等に係る重大な情報については、適宜、速やかに市民の皆さまにお知らせしてまいります。

引き続き、市民の皆さまの、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

